

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	健康増進事業関係事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口市は、健康増進事業関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口市長

公表日

令和4年2月28日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
健康増進情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の76の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康増進情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	健康増進事業(各種検診、健康教育、健康相談、保健指導等)の対象者
その必要性	健康増進事業の対象者把握や検診結果の管理等を効率的かつ適正に実施する上で、対象者全員の情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため 2. 4情報、その他住民票関係情報:対象者の居住地や世帯情報の把握をするため 3. 連絡先:対象者への連絡手段を確保するため 4. 健康・医療機関情報:検診結果を適正管理し、未受診者への受診勧奨や事後指導等を実施するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年4月1日
⑥事務担当部署	山口市 健康福祉部 健康増進課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 (検診機関、医療機関) <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	健康増進法第17条第1項又は第19条の二の健康増進事業(各種検診、健康教育、健康相談、訪問指導等)の実施								
④使用の主体	使用部署	健康福祉部 健康増進課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	健康管理システム(健康増進事業)で宛名情報や受診情報から対象者を検索／抽出し、各種検診の予約情報登録や受診券等各種出力物の発行、結果の入力管理、結果通知書の作成、未受診者への受診勧奨等を行う。								
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や医療機関等から情報を入手する場合(検診結果等)は、健康増進情報ファイルの宛名情報(氏名、生年月日、性別)と突合を行う。 ・住民票関係情報を入手する場合(システム連携)は、宛名番号(内部識別番号)で突合を行う。 								
⑥使用開始日	平成28年4月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	健康管理システム運用保守業務	
①委託内容	健康管理システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	事前に市の書面による承諾が必要
	⑥再委託事項	健康管理システムの運用保守
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/>] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> [] 専用線 <input type="checkbox"/> [] 電子メール <input type="checkbox"/> [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [] 紙 <input type="checkbox"/> [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><健康管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退室管理をしている建物の中で、更に入退室管理をしているコンピュータ室に設置したサーバ内に保管する。 ・コンピュータ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりコンピュータ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。 ・上記以外の者がコンピュータ室に入室する必要があるときは、書面による事前申請を求める。 ・電子記録媒体及び紙媒体は、施錠管理された執務室内にて保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

■健康増進情報ファイル

《住基データ》

1.異動事由 2.異動日 3.異動届出日 4.宛名番号 5.宛名番号予備 6.世帯番号 7.世帯番号予備 8.カナ氏名 9.漢字氏名 10.通称カナ氏名 11.通称名 12.住民情報表示区分 13.生年月日 14.性別 15.続柄1 16.続柄2 17.続柄3 18.続柄4 19.健康保険種類(国保) 20.住民になった事由 21.住民になった日 22.住民になった届出日 23.住民でなくなった事由 24.住民でなくなった日 25.住民でなくなった届出日 26.住定日事由 27.住定日 28.住定日届出日 29.住民区分 30.外国人判定 31.国籍 32.家族判定 33.家族判定順位 34.特徴判定 35.普徴判定 36.所得割 37.課税個人区分 38.課税世帯区分 39.保護者個人番号 40.個人用小学校区 41.個人用中学校区 42.携帯・PHS番号(個人用) 43.転入前住所 44.転出先住所 45.住所コード 46.町内会コード 47.地番甲乙判定 48.地番本番 49.地番枝番 50.地番末番 51.地番編集区分 52.方書コード 53.方書名称 54.方書バーコード 55.郵便番号 56.小学校区 57.中学校区 58.保健推進委員 59.民生委員 60.電話番号 61.FAX番号 62.Eメール 63.Eメール2 64.住所日本語 65.介護被保険者証番号 66.総合登録番号 67.ソート用続柄 68.送付用住所コード 69.送付用郵便番号 70.送付用丁番号 71.送付用本番 72.送付用枝番 73.送付用末番 74.送付用住所日本語 75.送付用方書日本語 76.送付用方書バーコード 77.送付用宛先氏名 78.送付用予備1 79.送付用予備2 80.送付用予備3 81.送付用予備4 82.送付用予備5 83.個人予備1 84.個人予備2 85.個人予備3 86.個人予備4 87.個人予備5 88.世帯予備1 89.世帯予備2 90.世帯予備3 91.世帯予備4 92.世帯予備5 93.半角スペース 94.作成日(西暦) 95.外国人住民日 96.第30条45規定区分 97.在留資格 98.在留期間等 99.在留期間等終了日 100.在留カード等番号 101.個人番号 102.統合宛名番号 103.作成日(西暦) 104.作成日(西暦)

《胃がん検診》

1.和暦年度 2.検診日 3.受診日年齢 4.年度末年齢 5.検診方式 6.検査方法 7.検診機関 8.検診医 9.自己負担金 10.読影判定(バリウム) 11.読影判定(カメラ) 12.部位 13.所見 14.入力日 15.連番 16.備考

《胃がん検診精密検査》

1.和暦年度 2.受診日 3.検査方法(バリウム/胃カメラ) 4.医療機関 5.検査医師 6.結果 7.部位 8.病変内容 9.表在型胃がん内容 10.進行型胃がんBorrmann 11.胃ポリープ形態 12.その他(詳細)内容 13.部位 14.病変内容 15.表在型胃がん内容 16.進行型胃がんBorrmann 17.胃ポリープ形態 18.その他(詳細)内容 19.今後の対応 20.入力日 21.連番 22.備考 23.治療 24.経過

《結核・肺がん検診》

1.和暦年度 2.X線受診日 3.受診日年齢 4.年度末年齢 5.検診方式 6.検診機関 7.自己負担金 8.受診歴 X線 9.受診場所 X線 10.受診場所 備考 X線 11.X線 前回(一次結果) 12.X線 前回(病名) 13.保管番号 14.号車 15.フィルムNo 16.X線判定(二重) 17.X線判定(比較) 18.X線指導区分 19.受診歴 喀痰 20.喀痰 前回(一次結果) 21.喀痰 前回(病名) 22.喀痰受診有無 23.喀痰検査日 24.喀痰検査番号 25.喀痰容器配布 26.喀痰判定 27.喀痰指導区分 28.既往歴 29.既往歴 備考 30.症状 31.症状 備考 32.喫煙 33.平均本数 34.吸った年数 35.止めた年数 36.喫煙指数 37.職業 38.従事年数 39.妊娠有無 40.喀痰ハイリスク 41.入力日 42.連番 43.特記事項 44.備考

《肺がん検診精密検査》

1.和暦年度 2.受診日 3.医療機関 4.検査医師 5.診断名(疑いを含む。) 6.その他の癌(その他内容) 7.その他の疾患(疾患名) 8.今後の対応 9.入力日 10.連番 11.備考 12.治療 13.経過

《乳がん検診》

1.和暦年度 2.検診日 3.受診日年齢 4.年度末年齢 5.検診方式 6.検査方法 7.検診機関 8.自己負担金 9.診察医 10.カテゴリー(右)1回目 11.カテゴリー(左)1回目 12.カテゴリー(右)2回目 13.カテゴリー(左)2回目 14.カテゴリー(総合右) 15.カテゴリー(総合左) 16.視触診の所見 17.乳房エックス線検査の所見 18.読影年月日 19.読影医師 20.総合指導区分 21.想定疾患 22.検診医(総合判定医) 23.入力日 24.連番 25.備考

《乳がん検診精密検査》

1.和暦年度 2.受診日 3.医療機関 4.検査医師 5.診断名 6.その他のがん(内容) 7.その他の疾患(内容) 8.今後の対応 9.入力日 10.連番 11.備考 12.治療 13.経過

《子宮がん検診》

1.和暦年度 2.検診日 3.受診日年齢 4.年度末年齢 5.検診方式 6.検査方法 7.検診機関 8.検診医 9.自己負担金 10.細胞診(頸部) 11.頸部参考所見 12.細胞診(体部) 13.指導区分(頸部) 14.指導区分(体部) 15.総合指導区分 16.所見 17.所見(その他) 18.入力日 19.連番 20.備考

《子宮がん検診精密検査》

1.和暦年度 2.受診日 3.医療機関 4.検査医師 5.頸部組織診・診察結果 6.頸部その他(内容) 7.体部組織診・診察結果 8.体がん組織型(内容) 9.体部その他内容(内容) 10.今後の対応 11.入力日 12.連番 13.備考 14.治療 15.経過

《前立腺がん検診》

1.和暦年度 2.検診日 3.受診日年齢 4.年度末年齢 5.検診方式 6.検診機関 7.検診医 8.自己負担金 9.PSA値 10.指導区分 11.検診医 12.治療履歴 13.血縁者 14.入力日 15.連番 16.備考

《前立腺がん検診精密検査》

1.和暦年度 2.受診日 3.医療機関 4.検査医師 5.診断名 6.その他の疾患(内容) 7.今後の対応 8.入力日 9.連番 10.備考 11.治療 12.経過

《大腸がん検診》

1.和暦年度 2.検診日 3.受診日年齢 4.年度末年齢 5.検診方式 6.検診機関 7.検診医 8.自己負担金 9.検査結果 1回目 10.検査結果 2回目 11.指導区分 12.検診医 13.入力日 14.連番 15.備考

《大腸がん検診精密検査》

1.和暦年度 2.受診日 3.医療機関 4.検査医師 5.検査所見 6.ポリープ形態 7.ポリープ大きさ(最大径) 8.ポリープ生検 E Group 9.検査所見その他(内容) 10.今後の対応 11.入力日 12.連番 13.備考 14.治療 15.経過

《骨粗鬆症検診》

1.和暦年度 2.検診日 3.受診日年齢 4.年度末年齢 5.検診方式 6.検診機関 7.自己負担金 8.整理番号 9.判定区分 10.指導内容 11.入力日 12.連番

《骨粗しょう症検診精密検査》

1.和暦年度 2.受診日 3.実施医療機関 4.受診番号 5.方法 6.部位 7.DXA値 8.BMD値 9.血液検査 Ca 10.血液検査 P 11.血液検査 AI 12.診断名 13.指導区分 14.特記事項 15.入力日 16.連番

《肝炎ウイルス検査》

1.和暦年度 2.検査日 3.受診日年齢 4.年度末年齢 5.検診方式 6.実施区分 7.実施医療機関 8.検査医師 9.自己負担金 10.C型検査結果 11.C型判定理由 12.B型検査結果(HBs抗原) 13.入力日 14.連番 15.検査経緯 16.備考

《歯周病検診》

1.西暦年度 2.検査日 3.受診日年齢 4.年度末年齢 5.検診方式 6.医療機関名 7.整理番号 8.歯みがきは1日何回しますか 9.歯みがきにかかる時間 10.歯間ブラシまたはフロスを使っていますか? 11.過去1年間に歯科検診を受診しましたか? 12.たばこを吸ったことがありますか? 13.全身の状態 14.全身の状態(その他内容) 15.健全歯数 16.未処置歯数 17.処置歯数 18.現在歯数 19.要補綴歯数 20.欠損補綴歯数 21.歯肉出血BOP 22.歯周ポケットPD 23.口腔清掃状態 24.歯石の付着 25.歯列咬合 26.顎関節 27.粘膜 28.判定区分 29.判定区分詳細 30.入力日 31.連番

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・山口市個人情報保護条例の遵守 ・秘密の保持 ・目的外使用及び外部提供の禁止 ・再委託の制限(再委託する場合は事前承認が必要) ・複写又は複製の禁止等 ・個人情報の授受・保管・返還方法 ・立入検査及び調査 ・事故発生時の報告 ・契約の解除及び損害賠償 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託が必要な場合は、委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認を取り、承認を行うこととしている。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・外部委託業者を選定する際、先方の情報保護管理体制を確認する。 ・業務実施場所を庁舎内に限定し、情報の外部持ち出しを禁止する。 ・コンピュータ室への入室は書面による事前申請で許可を得た者以外は認めない。 ・セキュリティポリシーに基づき、コンピュータ室への私物の無断持込を禁止する。 ・システムへのアクセスログを記録する。 ・委託業者へのデータ提供、委託業者からの返却にあたっては、授受簿による管理を行い、契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定の遵守を徹底する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[O] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーでは、番号法別表第2に規定される「情報照会者、情報提供者、事務、特定個人情報の組み合わせを定義した情報」(プレフィックス情報)により照会・提供の可否を判断し、目的外入手を制御する仕組みとなっている。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の連携において、情報提供ネットワークシステム側及び本市の統合宛名システムにて記録を残すとともに、情報管理課長が定期的に確認を行う。 ・適切な権限を持つ職員のみが情報提供の求めを行うことができるよう、職員や操作する端末を限定する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><健康管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーへの業務システムからバッチ処理によって情報を登録する際に、いつ、どの処理が、どの特定個人情報に登録したのか全て記録される仕組みとなっている。 ・庁内連携システムでは、番号法及び条例上定められた提供・移転以外は受け付けない仕組みとする。またシステム上、提供が認められなかった場合についても記録を残す。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><健康管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の権限者以外は提供できず、また提供の記録が逐次保存される仕組みが確立した庁内連携システムを用いる。 ・庁内連携システムにおいて、当該事務で保有する情報を全て伝送することはできず、番号法及び条例に基づき認められる情報のみ伝送する仕組みとする。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。(※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知 [十分に行っている] <選択肢>
 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている
 3) 十分に行っていない

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか [発生なし] <選択肢>
 1) 発生あり 2) 発生なし

その内容

再発防止策の内容

その他の措置の内容

<健康管理システムにおける措置>
 (物理的対策)
 ・特定個人情報を扱う職員が離席する際は、パソコンから特定個人情報が見えない状態にしている。
 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記憶媒体の保管場所を施錠管理する。
 ・出入口の場所を限定すると共に、ICカードによる入退室管理を行う。
 ・監視カメラを設置し、サーバ設置場所への入退室者を管理する。
 ・コンピュータ室は、新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内に設置する。
 ・停電(落雷等)によるデータ消失を防止するため、コンピュータ室の非常用電源やサーバの無停電電源装置を設置する。
 ・火災によるデータ消失を防止するため、施設内に消火設備を完備する。
 ・サーバの安定稼働のため、コンピュータ室内を空調管理する。
 ・セキュリティポリシーに基づき、コンピュータ室への私物の無断持込を禁止する。
 (技術的対策)
 ・コンピュータウイルス監視ソフトを導入し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。
 ・ウイルスのパターンファイルを定期的に更新し、新種のウイルスに対策する。
 ・セキュリティポリシーに基づき、コンピュータウイルス等の対策を行う場合の手順書を定める。
 ・コンピュータウイルス、セキュリティホールに関する情報を確認し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるか確認する。
 ・ファイアウォールによるネットワーク制限を行う。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 (物理的対策)
 ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
 (技術的対策)
 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢>
 1) 特に力を入れている 2) 十分である
 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の保管・消去にあたり、以下の措置を講じる。
 ・バックアップの仕組みなど安全管理体制を確立し、必要な規程の整備を行う。
 ・保管期間が過ぎた特定個人情報は、システムにおいて削除操作を実施する。また、消去の際はその記録を作成し、保存する。

8. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <u><選択肢></u> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等に積極的に参加し、研修内容の情報共有化を図ると共に、職場内で活用できる手法等は可能な限り取り入れるようにしている。 ・新規異動者(臨時、嘱託職員:含む)に対し、異動当初に個人情報の取扱いに関する指導を実施する。 ・全職員を対象とし、情報セキュリティに関する教育及び研修を定期的実施する。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象とする。
10. その他のリスク対策	
<u><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></u> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	山口市総合政策部広報広聴課市民相談室 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2886
②請求方法	山口市個人情報保護条例第14条に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出する。 ※市公式ウェブサイト上に請求方法、開示請求書等の関連書類を掲載している。
③法令による特別の手続	なし
④個人情報ファイル簿への不記載等	なし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	山口市健康福祉部健康増進課 〒753-0079 山口県山口市糸米二丁目6番6号 電話 083-921-2666
②対応方法	問合せ受付時及びその対応内容について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年2月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I 基本情報_6. 評価実施機関における担当部署_②所属長の役職名	健康増進課長 徳本 弘幸	健康増進課長	事後	
令和4年2月28日	I 基本情報_2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム_システム2_①システムの名称		統合宛名システム	事前	
令和4年2月28日	I 基本情報_2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム_システム2_②システムの機能		1. 統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号に関する各種管理機能(付番、通知、保守等) 2. 名寄せ管理機能 名寄せに関する各種管理機能(名寄せ検索、同一人紐付け機能等) 3. 業務システム連携 各業務システムとの各種データ連携機能(宛名情報等) 4. 中間サーバー連携 中間サーバーとの各種連携機能(符号管理、情報提供等)	事前	
令和4年2月28日	I 基本情報_2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム_システム2_③他のシステムとの接続		<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他(中間サーバー、健康管理システム)	事前	
令和4年2月28日	I 基本情報_2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム_システム3_①システムの名称		中間サーバー	事前	

<p>令和4年2月28日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム_システム3_②システムの機能</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 	<p>事前</p>	
------------------	---	--	--	-----------	--

令和4年2月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム_システム3_②システムの機能		<p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>	事前	
令和4年2月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム_システム3_③他のシステムとの接続		<p>[○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>[○]庁内連携システム</p> <p>[○]既存住民基本台帳システム</p> <p>[○]宛名システム等</p> <p>[○]税務システム</p>	事前	
令和4年2月28日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年2月28日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_②法令上の根拠		<p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項</p> <p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項</p>	事前	
令和4年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要_3. 特定個人情報の入手・使用_①入手元	<p>[○]本人又は本人の代理人</p> <p>[○]評価実施機関内の他部署(市民課)</p> <p>[○]民間事業者(検診機関、医療機関)</p>	<p>[○]本人又は本人の代理人</p> <p>[○]評価実施機関内の他部署(市民課)</p> <p>[○]地方公共団体・地方独立行政法人()</p> <p>[○]民間事業者(検診機関、医療機関)</p>	事前	

令和4年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要_3. 特定個人情報の入手・使用_②入手方法	[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]庁内連携システム	[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]庁内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム	事前	
令和4年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要_5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)_提供・移転の有無	[○]行っていない	[○]提供を行っている(1)件	事前	
令和4年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要_5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)_提供先1		市町村長	事前	
令和4年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要_5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)_①法令上の根拠		番号法第19条第8号	事前	
令和4年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要_5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)_②提供先における用途		健康増進事業の実施に関する事務	事前	
令和4年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要_5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)_③提供する情報		健康増進法によるがん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患健診	事前	
令和4年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要_5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)_④提供する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事前	
令和4年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要_5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)_⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		健康増進事業による各検診受診者	事前	
令和4年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要_5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)_⑥提供方法		[○]情報提供ネットワークシステム	事前	

令和4年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要_5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)_⑦時期・頻度		照会を受けた都度	事前	
令和4年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要_6. 特定個人情報の保管・消去_保管場所	<ul style="list-style-type: none"> ・入退室管理をしている建物の中で、更に入退室管理をしているコンピュータ室に設置したサーバ内に保管する。 ・コンピュータ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりコンピュータ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。 ・上記以外の者がコンピュータ室に入室する必要があるときは、書面による事前申請を求めらる。 	<p><健康管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退室管理をしている建物の中で、更に入退室管理をしているコンピュータ室に設置したサーバ内に保管する。 ・コンピュータ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりコンピュータ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。 ・上記以外の者がコンピュータ室に入室する必要があるときは、書面による事前申請を求めらる。 ・電子記録媒体及び紙媒体は、施錠管理された執務室内にて保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	事前	
令和4年2月28日	Ⅲ リスク対策_6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	事前	
令和4年2月28日	Ⅲ リスク対策_6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク_リスクに対する措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーでは、番号法別表第2に規定される「情報照会者、情報提供者、事務、特定個人情報の組み合わせを定義した情報」(プレフィックス情報)により照会・提供の可否を判断し、目的外入手を制御する仕組みとなっている。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の連携において、情報提供ネットワークシステム側及び本市の統合宛名システムにて記録を残すとともに、情報管理課長が定期的に確認を行う。 ・適切な権限を持つ職員のみが情報提供の求めを行うことができるよう、職員や操作する端末を限定する。 	事前	

令和4年2月28日	Ⅲ リスク対策_6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 _リスク1: 目的外の入手が行われるリスク_リスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年2月28日	Ⅲ リスク対策_6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 _リスク2: 不正な提供が行われるリスク_リスクに対する措置の内容		<p><健康管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーへの業務システムからバッチ処理によって情報を登録する際に、いつ、どの処理が、どの特定個人情報を登録したのか全て記録される仕組みとなっている。 ・庁内連携システムでは、番号法及び条例上定められた提供・移転以外は受け付けない仕組みとする。またシステム上、提供が認められなかった場合についても記録を残す。 	事前	

令和4年2月28日	Ⅲ リスク対策_6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 _リスク2: 不正な提供が行われるリスク_リスクに対する措置の内容		<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	事前	
令和4年2月28日	Ⅲ リスク対策_6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 _リスク2: 不正な提供が行われるリスク_リスクへの対応は十分か		十分である	事前	
令和4年2月28日	Ⅲ リスク対策_6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 _情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<p><健康管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の権限者以外は提供できず、また提供の記録が逐次保存される仕組みが確立した庁内連携システムを用いる。 ・庁内連携システムにおいて、当該事務で保有する情報を全て伝送することはできず、番号法及び条例に基づき認められる情報のみ伝送する仕組みとする。 	事前	

<p>令和4年2月28日</p>	<p>Ⅲ リスク対策_6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する機能。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和4年2月28日</p>	<p>Ⅲ リスク対策_6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<p>・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p>	<p>事前</p>	

<p>令和4年2月28日</p>	<p>Ⅲ リスク対策_6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 _情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> > <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 </p>	<p>事前</p>	
------------------	---	--	--	-----------	--

<p>令和4年2月28日</p>	<p>Ⅲ リスク対策_7. 特定個人情報 情報の保管・消去_その他の 措置の内容</p>		<p><健康管理システムにおける措置> (物理的対策) <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所、端末設置場所、記憶媒体の保管場所を施錠管理する。 ・出入口の場所を限定すると共に、ICカードによる入退室管理を行う。 ・監視カメラを設置し、サーバ設置場所への入退室者を管理する。 ・コンピュータ室は、新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内に設置する。 ・停電(落雷等)によるデータ消失を防止するため、コンピュータ室の非常用電源やサーバの無停電電源装置を設置する。 ・火災によるデータ消失を防止するため、施設内に消火設備を完備する。 ・サーバの安定稼動のため、コンピュータ室内を空調管理する。 ・セキュリティポリシーに基づき、コンピュータ室への私物の無断持込を禁止する。 (技術的対策) <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータウイルス監視ソフトを導入し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。 ・ウイルスのパターンファイルを定期的に更新し、新種のウイルスに対策する。 ・セキュリティポリシーに基づき、コンピュータウイルス等の対策を行う場合の手順書を定める。 ・コンピュータウイルス、セキュリティホールに関する情報を確認し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるか確認する。 ・ファイアウォールによるネットワーク制限を行う。 </p>	<p>事前</p>	
------------------	--	--	--	-----------	--

令和4年2月28日	Ⅲ リスク対策_7. 特定個人情報 情報の保管・消去_その他の 措置の内容		<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>(物理的対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <p>(技術的対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	事前	
令和4年2月28日	Ⅲ リスク対策_10. その他の リスク対策		<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事前	